

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新地町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県新地町長

## 公表日

令和5年8月31日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種実施に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種実施に関する事務においては、予防接種法により、予防接種対象者の把握及び未接種者の把握、予防接種の履歴の記録のために特定個人情報を使用する。また、予防接種法第15条第1項に係る給付が発生した場合は、給付事務において特定個人情報を使用する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一10の項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 [情報提供] 別表第二 16の2項、16の3項 [情報照会] 別表第二 16の2項、17項、18項、19項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [情報提供] 第12条の2、59条の2 [情報照会] 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新地町総務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2111 FAX 0244-62-3194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新地町健康福祉課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2931 FAX 0244-62-3194

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 荒 智春	健康福祉課長 小野 和彦	事後	変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	集計日の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	集計日の更新
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 小野 和彦	健康福祉課長 岡田 健一	事後	変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	集計日の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②課長 岡田 健一	②課長	事後	修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年12月10日	評価書名	予防接種法による予防接種実施に関する事務基礎項目評価書	予防接種実施に関する事務基礎項目評価書	事後	修正
令和3年12月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	新地町は、アイン接種法によるアイン接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	新地町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	修正
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種法による予防接種実施に関する事務	予防接種実施に関する事務	事後	修正
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法による予防接種実施に関する事務においては、予防接種法の規定により、予防接種対象者の把握及び未接種者の把握、予防接種の履歴の記録のために特定個人情報を使用する。また、予防接種法第15条第1項に係る給付が発生した場合は、給付事務において特定個人情報を使用する。	予防接種実施に関する事務においては、予防接種法により、予防接種対象者の把握及び未接種者の把握、予防接種の履歴の記録のために特定個人情報を使用する。また、予防接種法第15条第1項に係る給付が発生した場合は、給付事務において特定個人情報を使用する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	項目の追加
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)	事後	項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一-10の項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一-10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	項目の追加
令和3年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] [情報照会] 17、18、19の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 16の2の項 [情報照会] 16の2、17、18、19 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [情報提供] 第12条の2、59条の2 [情報照会] 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2	事後	項目の追加
令和4年7月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 16の2の項 [情報照会] 16の2、17、18、19 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [情報提供] 第12条の2、59条の2 [情報照会] 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2	・番号法第19条第8号 [情報提供] 別表第二 16の2項、16の3項 [情報照会] 別表第二 16の2項、17項、18項、19項	事後	一部修正
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年8月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年8月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計日の更新